

22日獣発第120号
平成22年7月27日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会長 山根 義久
(公印及び契印の押印は省略)

マイクロチップによる動物個体識別(動物ID)普及推進の 手引きの策定について

日頃より、本会事務事業の推進に関し種々ご支援・ご協力を頂きお礼申しあげます。

さて、本会は、この度の公益法人制度改革に伴い社団法人日本動物保護管理協会を吸収合併し、同協会の事務事業のすべてを承継したところではありますが、このことに伴い本会の目的に「動物の福祉及び愛護の増進への寄与」を加え、貴会とともに「動物の適正な管理及び愛護精神の高揚に関する事業」の一層の推進を図っていくこととしたところです。

今回の吸収合併に伴う承継業務の一つである「動物個体識別(動物ID)情報の登録・管理・照会業務」につきましては、新たに「動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領」を定め、当該実施要領に基づく実施事業を改めて本会の公益目的事業として位置付け、引き続き、環境省、関係行政機関の指導の下で貴会をはじめ、動物愛護・福祉関係団体とで構成している動物ID普及推進協議会、更には、関係団体・企業等の動物関連産業界のご理解を頂き連携して推進することとしたところです。

既にご承知の通り、動物愛護管理法においては、動物の所有者の責務として「所有の明示のための個体識別措置」を規定しているところ

ですが、本事業は当該規定の趣旨を踏まえ、動物の所有者等からの求めに応じマイクロチップ記憶記号による個体識別番号等(動物 ID 情報)の登録・管理と動物 ID 情報の照会・検索を体系的に行い、動物の飼養に関する所有者責任原則の発揮による所有者意識の向上を通じ、①動物の遺棄や人への危害の防止、②動物の盗難やとりちがえの防止、③迷子時等における飼育者への復帰の容易化、更には、④災害発生時等における動物救助・管理の適正化等に寄与するとともに、併せて、動物の飼育者等に対し「所有明示のための個体識別措置」の普及・啓発を行うとするものです。

今般、事業内容について関係者各位による更なる理解を期すとともに、本事業を介しての動物飼育者における所有者責任原則の一層の普及を図ることにより、動物の適正な飼育・管理に資するため、別添のとおり、マイクロチップによる動物個体識別(動物 ID)普及推進の手引き(動物適正管理個体識別登録等普及推進事業(マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置(動物 ID)と動物 ID 個体情報の登録・照会等システム)について)を作成し関係者に配布したところです。

貴会におかれましては、一般家庭動物、また、保健所等の収容動物の譲渡等に際してのマイクロチップ個体識別の取り組みの事業化について鋭意進められることと推察いたしますが、事業の取り組みに当たっては、単に動物の個体識別措置に止まらず、個体識別の動物 ID 情報としての登録・管理と照会・検索とが一連のシステムとして機能することが重要と考えます。

つきましては、別添の手引きの内容等にご理解を頂きました上は、貴会関係者への周知及び活用に関し特段のご配慮とともに、本事業の円滑・適正な推進につき、引き続きご支援・ご協力をいただきたく、お願い申し上げます。

本件の問い合わせ先
事業担当：四宮、中村
Tel 03(3475)1601

マイクロチップによる動物個体識別（動物 ID）普及推進の手引き

— 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業
（マイクロチップによる所有明示のための個体識別措置（動物 ID）と
動物 ID 個体情報の登録・照会等システム）について —

平成 2 2 年 7 月

社団法人 日本獣医師会

目 次

I	はじめに	
II	各種法令における「動物の所有者の責務」と所有明示のための 個体識別措置の位置づけ	
1	動物愛護管理法関係	2
2	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）関係	3
3	狂犬病予防法関係	4
III	事業の目的及び仕組み	
1	事業の目的	5
2	事業の仕組み	5
	(1) 動物個体識別措置としてのマイクロチップの有用性	
	(2) マイクロチップの埋込みから個体情報の登録申込みまでの手順	
	(3) 動物ID情報の登録の手続き	
	(4) 動物ID情報データベースの作成から登録完了までの手順	
	(5) 動物ID情報の照会・検索の手順	
	別紙1：マイクロチップ動物個体識別措置の普及推進の仕組み	
	別紙2：動物ID情報登録申込方式（A方式）	
	別紙3：動物ID情報登録申込方式（B方式）	
3	事業の実施要領等	8
	別紙4：動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領	
	別紙5：動物適正管理個体識別登録等推進事業実施要領細則	
4	マイクロチップ動物個体識別措置の普及及び 事業推進に係る関係者の役割	25
	(1) 国及び都道府県等関係行政機関	
	(2) 動物ID普及推進会議（A I P O：アイポ）	
	(3) 動物の所有者（飼育者）	
	(4) 日本獣医師会	
	(5) 日本獣医師会と関係団体・企業との連携	
	ア 地方獣医師会及び診療獣医師	
	イ 動物販売業者（動物取扱業者）	
	ウ マイクロチップの供給販売企業	
	エ ISO規格動物用電子タグ協議会	

IV マイクロチップによる動物の個体識別

- 1 マイクロチップの意義（必要性）……………31
- 2 マイクロチップとは：……………31
 - (1) 特 徴
 - (2) 形 状
 - (3) 安全性
 - (4) 規 格
 - (5) 歴 史
 - (6) 海外における使用状況
 - (7) 動物検疫における活用
- 3 マイクロチップの埋込みから動物 I D 情報データシステムへの登録等
(動物飼養者への説明等の要領及び診療獣医師が留意していただきたい事項)
……………38
 - (1) マイクロチップの動物への埋込み等
 - ア 飼い主の方へ
 - イ 獣医師の方へ
 - (2) マイクロチップ動物 I D 情報の登録
 - (3) マイクロチップ動物の I D 情報の検索

V 参 考 資 料

- 1 関係法令（法律・省令・告示・通知等）……………43
- 2 関係団体による通知・規約等……………44

I はじめに

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）においては、「動物の所有者は動物が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置を行う旨」が動物の所有者の責務として規定されています。

日本獣医師会は、動物の所有者の責務規定の趣旨を踏まえ、動物の飼養に関する所有者責任原則の発揮による動物の所有者の意識の向上を通じ、動物の遺棄や人等への危害防止、動物の盗難やとりちがえの防止、迷子時等における飼育者復帰の容易化、更には、災害発生時等における動物救助・管理の適正化に寄与することを目的として、動物適正管理個体登録等普及推進事業を実施しています。

本事業においては、動物愛護管理法に基づき定められた環境省告示「動物が自己の所有に係るものであることを明示する措置」において、耐久性の高い識別器具等として推奨されているマイクロチップを個体識別の方法として採用し、動物の所有明示方法として普及を図るとともに、マイクロチップ記号・番号を基にした所有者情報（動物 ID）情報の登録を受付け、管理することにより、動物を保護した関係機関等からの飼い主の照会・検索等に応えることとしているところです。

この度作成した「マイクロチップによる動物個体識別（動物 ID）普及推進の手引き」は、動物の飼育者の方、マイクロチップの埋込み施術に当たる獣医師の方、都道府県等自治体の動物愛護担当職員の方、更には動物愛護福祉関係団体・企業の担当者の方などの皆様に、本事業の仕組み、動物の所有明示措置であるマイクロチップの処置方法やマイクロチップ処置後に必要となる動物 ID 情報登録の手順、さらには動物 ID 情報の照会・検索の手順等を広くご理解をいただくために作成したものです。

マイクロチップによる個体識別措置がより一層普及し、動物の飼育遺棄の未然防止や所有者不明の犬ねこ等の家庭動物が減少すること等により、動物の福祉増進への寄与を通じ人と動物がよりよい関係の下で共存し得る地域社会づくりに貢献できれば幸いです。

平成 22 年 7 月

社団法人 日本獣医師会

Ⅱ 各種法令における「動物の所有者（占有者）の責務」と所有明示のための個体識別措置の位置付け

1 動物愛護管理法関係

(1) 動物愛護管理法による動物の個体識別制度の導入

個体識別制度は、平成 12 年の動物愛護管理法の改正時に、いわゆる無責任な飼い主によって遺棄される犬やねこ、さらには、遺棄された結果起こりうる殺処分される動物をなくすことを目的に、当該動物の飼い主責任の所在を明らかにし、逸走した動物の飼い主発見の促進や飼養する動物の遺棄の防止の徹底を図るために、当時の動物愛護管理法第 5 条(動物の所有者又は占有者の責務等(努力規定))で「所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならない。(動物の個体識別制度)」と規定されたところです。

(2) 動物愛護管理法に基づく所有明示・個体識別措置の方法

平成 12 年の動物愛護管理法の改正では、個体識別措置の具体的な方法について特段の定めがされていませんでしたが、平成 17 年の動物愛護管理法の改正時に、改正動物愛護管理法第 7 条(動物の所有者又は占有者の責務等(努力規定))で、新たに「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講じるよう努めなければならない。」と規定され、その具体的な所有明示措置に関して、平成 18 年 1 月の環境省告示第 23 号により「動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」として識別器具等の種類を示されたところです。

この告示で示された識別器具等として「首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう」と示し、更に 動物の区分ごとの識別器具等の種類として、「家庭動物等及び展示動物の識別器具等」として、「首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、補完的な措置として可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。」とされているところ

です。

(3) 動物愛護管理法が定める特定動物(危険動物)の個体識別措置

特定動物の飼養又は保管は、動物愛護管理法第26条(特定動物の飼養又は保管の許可)に基づく都道府県知事の許可が必要となっており、この許可を受ける際の特定動物に対する識別器具等の種類は、環境省告示「動物が自己の所有に係ることを明らかにするための措置」により、原則としてマイクロチップを装着することとし、その細目は、「特定動物の飼養又は保管の方法の細目(平成18年1月環境省告示第22号)」に規定するところによることとされているところです。

2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) 関係

外来生物法で定める特定外来生物の個体識別措置

外来生物法では、我が国の生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」に指定し、その飼養、栽培、保管 又は運搬(以下「飼養等」という。)、輸入、売買や譲渡などの譲渡し等を禁止し、これらの行為を実施するには、事前に、主務大臣による飼養等の許可を事前に得ておかなければいけないこととなっています。

許可を受けて飼養等する特定外来生物については、外来生物法第5条第5項の規定により許可を受けていることを明らかにするための措置を講じなければならないとされ、その具体的方法として、外来生物法施行規則第8条第2号及び環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件(平成17年農林水産省・環境省告示第4号及び平成17年環境省告示第42号)により、マイクロチップを特定外来生物に埋込み、その埋込みを実施したこと及びマイクロチップの識別番号を証明する獣医師が発行した証明書を届出書に添付して主務大臣に提出することが原則として義務付けられているものです。

3 狂犬病予防法関係

犬等の輸出入検疫規則に基づく動物検疫所における係留期間と個体識別措置

狂犬病予防法に基づく犬等の輸出入検疫規則(農林水産省令第68号)第4条(検疫の場所及び係留期間)では、犬等を輸入(日本国内に連れてくる場合等)しようとする場合に、当該犬等が狂犬病にかかっている疑いがない旨等を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもので、かつ、農林水産大臣の定める方法(ISO規格のマイクロチップの装着)により、当該証明書がいずれの個体に係るものであるかを識別するための措置(個体識別措置)が講じられているものは、係留期間を「12時間以内であって家畜防疫官が必要と認める時間」とされています。

また、当該犬等の輸出(海外に連れていく場合等)に際しては、輸出先である相手国が犬等の輸入に関して「マイクロチップによる個体識別措置が義務化」されている国では、あらかじめ当該犬等にマイクロチップを埋込む必要があるとされています。

Ⅲ 動物個体識別登録等普及推進事業の目的及び仕組み

1 事業の目的

(1) 日本獣医師会は、動物愛護管理法が「動物の所有者（占有者）の責務」として同法第7条で規定する所有明示措置の円滑な推進を確保するため、動物が自己の所有に係ることを明らかにするための措置(平成18年1月環境省告示第23号)の趣旨に即し、動物の所有者における所有者責任原則に関する意識の高揚を通じ、動物の遺棄や人等への危害防止、動物の盗難やとりちがえの防止、迷子時等における飼育者復帰の容易化、更には、災害発生時等における動物救助・管理の適正化に寄与することを目的として、動物適正管理個体登録等普及推進事業を実施しています。この事業は、前述の環境省告示の中で、耐久性の高い識別器具等として推奨されているマイクロチップによる動物の所有明示方法の普及を図るとともに、マイクロチップ記号・番号を所有者情報として登録を受付け、管理することにより、その動物が万一逸走したり盗難にあたりした場合に動物を保護した関係機関等からの飼い主の照会に対応し、その動物が速やかに飼い主の下に戻る（飼育者復帰）が可能とすることを第一義的目的として実施するものであります。

(2) 事業においては、所有明示措置としてマイクロチップによる個体識別措置の普及を図り、更には、環境省告示において示された「公的な性格を有する団体が行う統一的であり、かつ一意性を確保した記号(マイクロチップ番号)による所有者情報等の全国的な登録・管理、更に関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者情報を連絡できる体制」を確保した事業として推進することにより、動物愛護管理法が定める「動物の所有者（占有者）の責務等」の普及・啓発に寄与しようとするものです。

2 事業の仕組み

(1) 動物個体識別措置としてのマイクロチップの有用性

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を行うことは、「自己が所有する命ある動物に対する責任」、「動物の所有者としての地域社会に対する責任」を動物の所有者自身

が地域社会に対し所有者としての責任を明らかにするものです。

この所有明示の方法としての識別器具は、環境省告示で脱落・消失等の恐れがない耐久性の高い識別器具としてマイクロチップの装着が明記されており、このマイクロチップを動物に装着することで、動物の遺棄及び逸走の未然の防止、動物の盗難、迷子の防止及び迷子になった動物の所有者の発見の容易化、災害発生時等における動物救助・管理の円滑化等が図られ、更には、動物愛護管理法の目的である、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の適正な管理により人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止に寄与するものです。

本事業は、動物愛護管理法第7条で規定している「動物の所有者又は占有者の責務等」としてのマイクロチップによる所有明示措置の円滑な推進を図るため、動物の所有者等からの求めに応じて行う「動物に措置したマイクロチップ番号等の登録・管理及び関係行政機関等からの所有者照会・検索・回答」並びに「マイクロチップによる所有明示措置の普及・啓発活動」等を行っています。

(2) マイクロチップの埋込みから登録申込みまでの手順……………**別紙1**

ア マイクロチップの動物への埋込み

マイクロチップの動物への埋込み施術は、獣医療行為となりますので、動物病院等の診療獣医師が行うこととなります。動物の所有者は、マイクロチップの埋込みを行う動物病院等において診療獣医師に、所有する動物へのマイクロチップの埋込み診療を求め施術を依頼します。

イ マイクロチップ個体識別情報の登録の申し込み

動物の所有者は、動物病院で動物に埋込んだマイクロチップ番号等の情報を日本獣医師会がマイクロチップ動物ID情報普及推進事業により実施している動物ID情報システムデータベースに登録を申し込む必要があります。

(3) 動物ID情報の登録の手順

ア 動物ID情報データベースシステムへの所有者情報等の登録と登録料

登録に必要な申込用紙、送付用専用封筒は、動物にマイクロチップを埋め込んだ動物病院に用意してあります。

所有者はその動物にマイクロチップを埋込んだ動物病院で登録申込用紙

の「獣医師記入欄」への記入をしてもらい、動物の所有者は「飼い主記入欄」にそれぞれ必要な事項を記入し、専用封筒(料金受取人払い)で記入済み登録申込用紙を送付します。

動物に埋込んだマイクロチップ番号等の情報を、日本獣医師会が行っている動物 ID 情報データベースシステムに登録する場合には、登録料(1,000 円)が必要です。その登録料を日本獣医師会に振り込む方法等については、次の 2 通りの方法 (A 方式及び B 方式) がありますが、マイクロチップの埋込みを実施した動物病院で説明がなされます。

(ア) あらかじめ登録手数料が含まれているマイクロチップの埋込みを済ませた動物についての登録方法等(登録… A 方式) …………… **別紙 2**

動物病院によっては、既に登録料が含まれているマイクロチップを取り扱っている場合があります。その場合には動物の所有者が登録料を別途振り込む必要はありませんので、登録に必要な事項を記入した「登録申込用紙」を専用の封筒で日本獣医師会あてに送付して下さい。

(イ) その他 (上記 (ア) 以外の場合) の登録方法等 (登録… B 方式) …………… **別紙 3**

登録料が含まれていないマイクロチップを埋込んだ動物の所有者は、最寄りの郵便局で日本獣医師会あてに登録料を振り込み、その「領収書を必要事項を記入した登録申込用紙の所定欄に貼付したもの」を、専用の封筒で日本獣医師会あてに送付して下さい。

(ウ) なお、動物販売業者からマイクロチップを埋込んだ動物を購入した場合には、購入者(飼育者)の了解の下にその動物販売業者が登録申込み手続きを代行する場合があります。詳しくは動物販売店等に確認する必要があります。

イ 登録後の所有者住所又は所有者の変更若しくは登録動物が死亡した場合
登録後の、所有者の住所又は連絡先等の変更、譲渡等による所有者の変更若しくはマイクロチップを埋込んだ動物が死亡した場合等は、日本獣医師会の「動物 ID 情報データベースシステム」に登録してある内容の変更等が必要です。日本獣医師会では、現に動物 ID 情報システムに登録してある所有者からの連絡により動物 ID 情報システムの変更等を行います。

この変更等の手続きには、所有者確認等のため所有者が保管している登録用紙の「飼い主控え」が必要となります。

(4) 動物 ID 情報データベースの作成から登録完了までの手順

日本獣医師会は、動物の所有者から登録申込みを受け付けた場合は、申込み内容を確認しその内容をシステムに動物 ID 情報として登録し、登録完了後、当該申込みに係る動物の所有者に「登録完了の通知」を送付します。

なお、登録後の所有者の変更届けを受け付けた場合には、動物 ID 情報システムの変更後に、変更された所有者に「登録完了の通知」を送付します。

(5) 動物 ID 情報の照会・検索の手順

動物 ID 情報登録後に、その動物が逸走及び迷子等で保護された場合で、その動物を保護した動物病院、都道府県等の動物愛護管理センター等からのその動物の「動物 ID 情報(マイクロチップ番号)」による所有者照会があった場合には、日本獣医師会では速やかに動物 ID 情報の検索を行い、その動物の所有者に動物が保護されていることなどを連絡します。

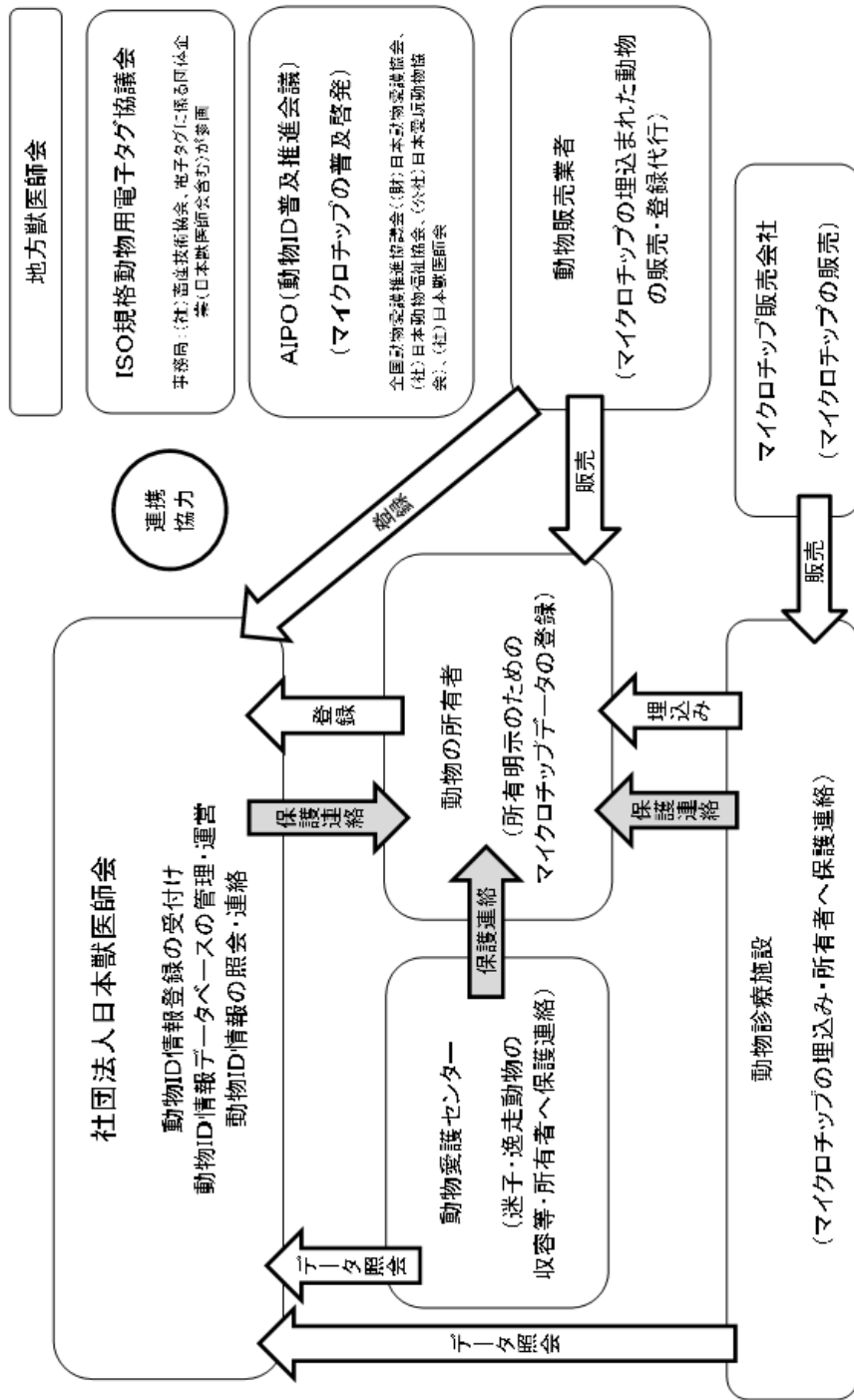
なお、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえ、日本獣医師会に対し一定の手続きを行った動物病院の管理者(獣医師)、関係行政機関の責任者に対して、保護連絡に必要な動物 ID 情報の検索を行わせる場合があります。

3 事業の実施要領等

(1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領 …………… 別紙 4

(2) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領細則 …………… 別紙 5

マイクロチップ動物個体識別措置普及・推進の仕組み

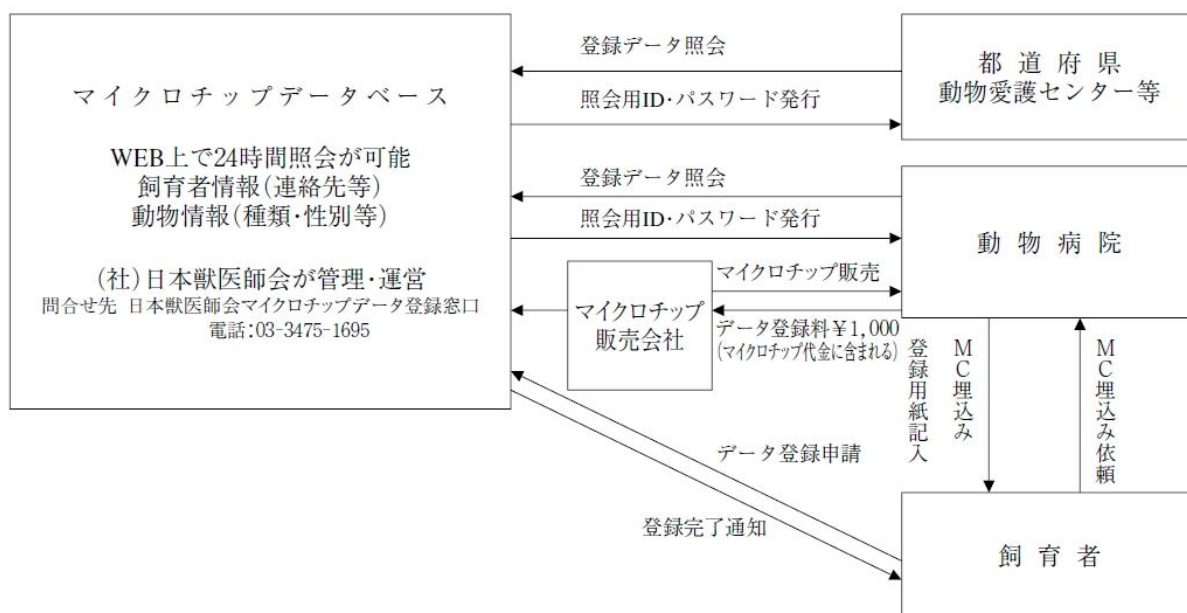


別紙2 A方式

- ・D社が販売するマイクロチップ（商品名：ライフチップ）：マイクロチップ番号が 3921480～で始まっているもので、申込書はブルーの3枚複写（獣医師控用・日本獣医師会送付用・飼育者控用）の用紙を使用します。
- ・K社が静岡県、福岡県下で販売するマイクロチップ（商品名：アイディール）：マイクロチップ番号が 3921410～で始まっているもので、申込書はピンクの3枚複写（獣医師控用・日本獣医師会送付用・飼育者控用）の用紙を使用します。

A方式の登録手順

- 1 マイクロチップの埋込み及び読取り後、3枚複写の登録用紙に必要事項を記入の上、3枚すべてにバーコードシールを貼り付けます。
- 2 1枚目（獣医師控用）を獣医師の手元に残し、3枚目（飼育者用）を飼育者に渡します。
- 3 2枚目（日本獣医師会送付用）を専用封筒に入れて（社）日本獣医師会へ送付します。
- 4 登録完了後、日本獣医師会から飼育者に登録完了通知ハガキを送付します。



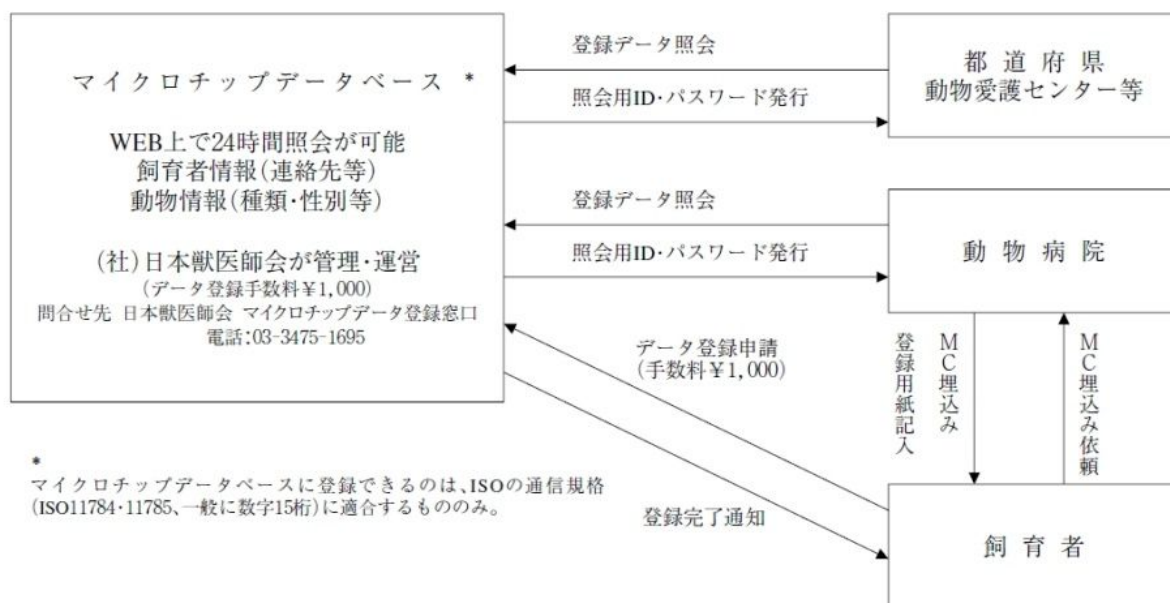
別紙3 B方式

- ・日本国内で流通しているA方式以外のマイクロチップ（ISO規格適合のものに限る）
- ・海外で埋込まれたマイクロチップのうちISO規格のマイクロチップ（数字15桁）

申込書は白の4枚複写（獣医師控用・日本獣医師会送付用・飼育者控用・振込用紙）の用紙を使用します。

B方式の登録手順

- 1 マイクロチップの埋込み及び読取り後、4枚複写の登録用紙に必要事項を記入の上、上から枚それぞれにバーコードシールを貼り付けます。
- 2 1枚目（獣医師控用）を獣医師の手元に残し、2枚目（日本獣医師会送付用）3枚目（飼育者用）4枚目（郵便振替用紙）を飼育者に渡します。
- 3 飼育者が郵便局にて払込みをし、その受領書を送付用紙に貼り付け、専用封筒に送付用紙のみを入れて（社）日本獣医師会へ送付します。
- 4 登録完了後、日本獣医師会から飼育者に登録完了通知ハガキを送付します。



動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領

(目的)

第1条 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業(以下「事業」という。)は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年10月1日法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)が、動物の所有者の責務として規定する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにする措置(以下「所有明示措置」という。)の円滑な推進を確保するため、動物が自己の所有に係ることを明らかにするための措置(平成18年1月20日環境省告示第23号。以下「所有明示告示」という。)の趣旨に即し、動物の所有者における所有者責任原則に関する意識の高揚を通じ、動物の遺棄や人等への危害の防止、動物の盗難やとりちがえの防止、迷子時等における飼育者復帰の容易化、更には、災害発生時等における動物救助・管理の円滑化に寄与することを目的に実施するものである。

2 第1項に定めた事業の目的を達成するため、この要領において、動物の所有者等からの求めに応じ行う所有明示措置についての個体識別のための番号等の登録・管理及び照会・検索並びに所有明示措置の普及・啓発活動等に関し必要な事項を定める。

(所有明示措置の方法)

第2条 事業において採用する、動物の所有明示措置実施のための個体識別(以下「動物ID」という。)は、所有明示告示の第4に掲げられた要件を具備するマイクロチップにより行う方法とする。

(定義)

第3条 この要領で使用する用語は、動物愛護管理法の規定するところによるほかは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 動物 : 犬、猫等の家庭動物のほか、人が飼養又は管理する動物のうち、動物IDをマイクロチップにより行うことが適当と考えられる動物をいう。
- (2) 飼育者 : 動物を飼養又は管理する者をいう。
- (3) マイクロチップ : 動物IDを目的とした電子標識機器であって超小型集積回路を内蔵した皮下埋込型の動物用医療機器・機械をいう。
- (4) リーダー : マイクロチップの電子情報を読み取る機器をいう。
- (5) 動物ID情報 : マイクロチップに記憶されている動物IDの記号・番号に基づく、動物の種類、品種、性別、名前及び生年月並びに飼育者の氏名、現住所、連絡先電話

番号、その他動物 ID に必要な情報をいう。

- (6) システム : 動物 ID 情報の登録、保存、検索等、動物 ID 情報を管理するシステムをいう。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) マイクロチップが埋込まれた動物(以下「マイクロチップ埋込み動物」という。)の動物 ID 情報のシステムへの登録に関すること。
 - (2) マイクロチップ埋込み動物の動物 ID 情報に関する照会及び検索に関すること。
 - (3) 動物 ID 情報及びシステムの管理及び保守に関すること。
 - (4) システムの開発及び製作に関すること。
 - (5) 事業及び動物愛護管理法が規定する動物の所有者の責務等の普及・啓発に関すること。
 - (6) 事業の推進に係る国及び地方公共団体並びに関係団体・企業等との連絡・調整に関すること(事業と国及び都道府県が動物愛護管理法に基づき行う特定動物に関する個体識別情報の登録システムとの連携等を含む。)
 - (7) その他本事業の円滑な実施を図るために必要な事項
- 2 第1項第5号に規定する事業の普及・啓発及び第1項第6号に規定する事業推進の連絡・調整に当たっては、特に動物 ID 普及推進事業運営規程(平成14年12月20日・動物 ID 普及推進会議)の趣旨等を踏まえ、本会が動物 ID 普及推進会議を構成する者として、同会議との連携を確保することとする。

(動物 ID 情報の登録の手順)

第5条 システムに動物 ID 情報を登録する場合は、マイクロチップ埋込み動物の飼育者は、登録料を添えて動物 ID 情報の登録に必要な事項を記入した申込書を社団法人日本獣医師会(以下「本会」という。)に送付する。

なお、動物 ID 情報の登録申込みについて、マイクロチップ埋込み動物の飼育者の了解を得た上で動物取扱業者等が申込手続きを代行して行うことは差し支えないこととする。

- 2 本会は、前項の登録申込みを受理したときは、申込みの内容をシステムに動物 ID 情報として登録し、当該申込みに係る飼育者に登録完了の通知書を送付する。

なお、登録申込みに係る個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の趣旨を踏まえ適正に管理する。

- 3 登録後の登録事項の変更又は登録した動物 ID 情報を削除するに当たっては、前第1項

により登録の申し込みを行った飼育者の意思の確認を行うことを原則とする。

なお、登録された動物の ID 情報は、登録後、相当の期間を経過した時点で、当該動物の飼育者から特に申し出がない時は、システムから削除することができることとする。

(動物 ID 情報の照会・検索の手順)

第 6 条 動物 ID 情報の登録を行った動物が、逸走及び迷子、又はその他の事情により保護された場合等で、当該保護した者から当該動物の動物 ID 情報による飼育者の照会を受けた時は、本会は速やかに動物 ID 情報の検索を行い、当該動物の飼育者に当該動物 ID 情報に係る動物が保護等されている旨を連絡(以下「保護連絡」という。)する。

2 前項の規定による保護連絡の迅速化を期するため、動物診療施設の管理者(獣医師)又は関係行政担当機関等の責任者に対しては、別に定める手続きにより、保護連絡に必要な動物 ID 情報の検索を行わせることができることとする。

(動物 ID 情報の登録のための登録料の納入)

第 7 条 動物 ID 情報の登録の申し込みを行った飼育者は、動物 ID 情報の登録及び管理に要する事務経費として別に定める動物 ID 情報登録料を本会に納入する。

なお、動物 ID 情報登録料の本会への納入は、登録の申し込みを行った飼育者の了解を得た上で、動物取扱業者等が代理納入を行うことは差し支えないこととする。

(事業の的確性の確保)

第 8 条 事業で採用するマイクロチップ及びリーダーは、国際標準化機構(ISO)の規格に適合したものとする。

2 マイクロチップの動物への埋込みのための施術については、同行為が獣医師法に基づく診療の行為として適法に実施されることを確保することとする。

(事務の委託等の扱い)

第 9 条 事業の円滑な実施を確保するため、第 5 条第 1 項及び第 7 条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる事務については、その一部を委託し又は代行させる(以下「委託等」という。)ことができるものとする。

(1) 第 4 条第 1 号及び同条第 3 号に掲げる事務の情報処理システム会社への委託等

(2) 第 4 条第 5 号に掲げる事務の獣医学術団体又は動物愛護・福祉関係団体への委託等

2 前項、若しくは第 5 条第 1 項又は第 7 条の規定により事業等に係る事務の一部を委託等して実施する場合は、本会と事務の委託又は代行先との間で当該事務の実施について所要の契約を締結した上で行うものとする。

(規定外事項)

第 10 条 この要領に規定するもののほか、事業の実施に必要な細部の事項は、会長が別に定める。

(要領の改廃)

第 11 条 この要領の改廃は、理事会の議決を経て行わなければならない。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日制定、平成 21 年度第 4 回理事会承認)

(施行期日)

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 本会は、この要領の施行日において社団法人日本動物保護管理協会(以下「動管協」という。)の権利義務を承継した上で動管協を吸収合併することとなる。

従って、動管協が定めた日本動物保護管理協会動物 ID 情報管理事業規程(平成 18 年 6 月 24 日制定。以下「管理事業規程」という。)に基づきなされた動物 ID 情報の登録及び管理並びに当該事業に基づく契約等の行為については、吸収合併後においては、この要領の定めに基づき行われたものとみなす。

3 動管協が制定した管理事業規程は、動物 ID 普及推進会議が制定した動物 ID 普及推進事業運営規程(平成 14 年 12 月 20 日制定。以下「事業運営規程」という。)第 5 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ制定したものであるが、前項と同様の理由により、この要領の施行に伴い、今後、この要領を事業運営規程第 5 条第 2 項の規定の趣旨を踏まえて制定したものとする。

動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領細則

動物適正管理個体識別登録等普及推進事業実施要領（平成22年3月24日制定・平成21年度第4回理事会承認。以下「実施要領」という。）第10条の規定に基づき、動物適正管理個体識別登録等普及推進事業(以下「事業」という。)の実施に必要な細部の事項を次のとおり定める。

第1条 実施要領第3条第5号に規定する「その他動物IDに必要な情報」とは、次のとおりとする。

- (1) 飼育者への連絡に必要な携帯電話番号、FAX番号及びEメールアドレス
- (2) 登録申込に係る動物にマイクロチップの埋込み施術を実施した獣医師に関する情報

第2条 実施要領第4条第1項第6号に規定する「特定動物に関する個体識別情報の登録システム」とは、特定動物等の逸走時等の所有者特定等に対処するために環境省が都道府県等の情報を基に管理、運営している動物個体識別情報源情報データベースシステム及びその他国及び都道府県等が行う動物の個体識別のための所有明示措置に関するシステムをいう。

第3条 実施要領第5条の規定に基づく登録の申し込み等に係る各種の様式は、次の各号に掲げたとおりとする。

- (1) 実施要領第5条第1項の規定に基づく登録の申込みに係る動物個体識別記号(マイクロチップデータ)登録申込書の様式は、別紙第1号様式のとおりとする。

なお、実施要領第5条第1項なお書きの規定により、登録の申込みの手続きを動物取扱業者等が代行する場合における登録申込みにおいては、事前に本会と協議の上、別紙1号様式以外の方法により行うことができることとする。

- (2) 実施要領第5条第2項の規定に基づく登録完了の通知書の様式は、別紙第2号様式のとおりとする。

第4条 実施要領第5条第3項なお書きに規定する動物ID情報のシステムにおける保存期間として定める「相当の期間」は、概ね20年とする。

第5条 実施要領第6条第2項の規定に基づく「別に定める手続き」は、動物診療施設の管理者又は関係行政機関の責任者から別紙第3号様式によるマイクロチップ・データ登録WEB検索用ID取得の申請を受け、その内容が適当である旨を本会が認めた場合、検索用ID及び同パスワードを発行することにより行うものとする。

第6条 実施要領第7条に規定する「別に定める動物ID情報登録料」の額は、登録申込みに係る動物1頭につき1,000円とする。

附 則（平成22年4月1日付け22日獣発第6号）

この実施要領細則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この実施要領細則による別紙第1号から第3号様式については、社団法人日本動物保護管理協会が定めた日本動物保護管理協会動物ID情報管理事業規程(平成18年6月24日制定)に基づく様式に残余がある場合は、この実施要領細則の施行後においても、なお使用することができることとする。

動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)登録申込書

獣医師控用(1枚目に表示)
 日本獣医師会送付用(2枚目に表示)
 飼育者控用(3枚目に表示)

申込区分	新規
	変更
	削除

バーコードシールをお貼り下さい

◆ マイクロチップ・動物ID登録情報 ◆

※重要書類ですので、大切に保管してください
 (本記載事項は、「送付用」用紙には記載しない。)

■飼育者(登録申込者)記入

飼育者情報	フリガナ		TEL
	氏名		
	住所	〒□□□□-□□□□	FAX
			E-MAIL

■獣医師記入欄

動物情報	動物の名前					
	生年月					
	性別					
	動物種	01:犬	02:猫	99:その他()		
	種類コード			毛色コード		

◆日本獣医師会使用欄

受付()

埋込み日	西暦	年	月	日
マイクロチップ番号				

フリガナ _____

獣医師氏名 _____ (印)

TEL: _____ FAX: _____

住所: 〒□□□□-□□□□

動物病院名: _____

E-MAIL: _____

注: この様式は、「飼育者(登録申込者)控」、「日本獣医師会送付用」、「獣医師控」の三連複写とする。

動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)登録申込書

獣医師控用(1枚目に表示)

日本獣医師会送付用(2枚目に表示)

飼育者控用(3枚目に表示)

申込区分	新規
	変更
	削除

バーコードシールをお貼り下さい

◆ マイクロチップ・動物ID登録情報 ◆

※重要書類ですので、大切に保管してください
(本記載事項は、「送付用」用紙には記載しない。)

■飼育者(登録申込者)記入欄

飼育者情報	フリガナ		TEL	
	氏名			緊急連絡先(携帯電話等)
	住所	〒□□□-□□□□		FAX
				E-MAIL

■獣医師記入欄

動物情報	動物の名前					
	生年月					
	性別					
	動物種	01:犬	02:猫	99:その他()		
	種類コード			毛色コード		

埋込み日	西暦	年	月	日
マイクロチップ番号				

フリガナ.....

獣医師氏名.....

TEL:..... FAX:.....

住所: 〒□□□-□□□□

動物病院名:.....

E-MAIL:.....

◆日本獣医師会使用欄

受付()

(本欄は送付用のみとする。)

郵便振替払込金受領証(原本)を
全面に糊付けしてください。

登録料払込取扱票は
別紙により添付

注: この様式は、「飼育者(登録申込者)控」、「日本獣医師会送付用」、「獣医師控」の三連複写とする。

郵便はがき

飼育者(登録申込者) 住所・氏名

以下のマイクロチップ番号の動物について、
動物個体識別記号(マイクロチップ・動物 ID)
の登録を完了しました。

マイクロチップ番号 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

社団法人 日本獣医師会

発送時は「目隠しシール」を貼る。

注：この様式は、…本様式は「私製ハガキ」を用い、表面に動物 ID 番号情報を記載し、裏面に「登録完了通知事項」を記載する。

マイクロチップ
動物 ID 登録の完了通知書

このたびは、マイクロチップのデータの登録をいただきまして、ありがとうございました。

このハガキの表面に記したマイクロチップ番号を、日本獣医師会が行っている動物飼育者検索用データベースに、動物 ID 情報として登録いたしました。

動物が行方不明となり保護された時に、この登録されているマイクロチップ番号から飼い主が分かりますので、連絡することができます。

この完了通知書は、動物 ID 情報のデータの照会や変更の際に必要なとなりますので、大切に保管して下さい。

以下の動物 ID 情報に変更があった場合には、このハガキの表面(マイクロチップ番号記載面)のコピーとともに、FAX、郵送または画像データを添付したEメールで(社)日本獣医師会までお知らせ下さい。

- ①飼い主が変わった場合
- ②飼い主の住所・連絡先が変わった場合
- ③動物が死亡した場合

社団法人 日本獣医師会
〒107-0062 東京都港区南青山 1-1-1
新青山ビル西館 23 階
【 マイクロチップ・データ登録窓口 】
TEL : 03-3475-1695 FAX : 03-3475-1697
E-mail : mc@nichiju.or.jp
(不在の場合は日本獣医師会代表 TEL : 03-3475-1601)

注：この様式は、「私製ハガキ」を用い、表面に「マイクロチップ動物 ID 番号情報」を記載し、裏面に「登録完了通知事項」を記載する。

年 月 日

社団法人日本獣医師会会長 あて

動物診療施設名(病院名).....
管理者名(院長名)..... ㊟
管理者獣医師登録番号(免許番号).....
施設(病院)所在地住所.....
.....
.....

動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)WEB検索用IDの申請について

この度、貴会が実施する動物適正管理個体識別登録等推進事業に係る、マイクロチップ識別番号WEB検索用IDを申請します。リーダーの機種・台数は下記のとおりです。

なお、ID・パスワードは厳重に管理し、当施設(病院)でマイクロチップを埋込んだ動物の登録の確認と、身元の分からない動物の飼育者(飼い主)の確認以外の目的には利用いたしません。

記

1 使用するリーダー及び台数

- (1) DATAMARS : 台
(2) AVID : 台
(3) DIGITAL ANGEL : 台
(4) TROVAN : 台
(5) その他 : 台

2 施設(病院)の電話番号

3 施設(病院)のFAX番号

4 マイクロチップ・動物ID登録担当者名

文 書 番 号
年 月 日

社団法人日本獣医師会会長 あて

都道府県(市)名
施設名及び責任者名

㊟

動物個体識別記号(マイクロチップ・動物 ID) WEB 検索性 ID の申請について

この度、貴会が実施する動物適正管理個体識別登録等推進事業に係る、マイクロチップ識別番号 WEB 検索性 ID を申請します。リーダーの機種・台数及び設置・保管し読取りを行う施設名は下記のとおりです。

なお、ID・パスワードは厳重に管理し、当該施設でマイクロチップを埋込んだ動物の登録の確認と、身元の分からない動物の飼養者(飼い主)の確認以外の目的には利用いたしません。

記

行政機関名	使用するリーダー機種及び台数				
	DATAMARS	AVID	DIGITAL ANGEL	TROVAN	その他
〇〇保健所					
△△動物愛護センター					
××清掃事務所					
◇◇管理事務所					

連絡先

都道府県(市)名
施設名、担当者名
住所
電話番号
FAX 番号

文 書 番 号
平成 年 月 日

(申請者氏名又は申請機関代表者)あて

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久

動物適正管理個体登録等普及推進事業に係る WEB検索用ID・パスワードの発行について

平成〇年〇月〇日付けをもって申請のあった動物適正管理個体識別登録等普及推進事業に係る動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)WEB検索用ID・パスワードにつきましては下記のとおり発行します。

この度発行したWEB検索用ID・パスワードにより、動物の所有者照会等を行った場合には、その結果を本会事務局あて連絡いただきたくお願いします。

なお、発行したWEB検索用ID・パスワードは、個人情報等の適正管理の観点から貴職におかれては厳重に管理いただきたく、また、申請事項に変更があった場合は、速やかに本会事務局まで連絡いただきたく併せてお願いします。

記

- 1 動物個体識別記号(マイクロチップ・動物ID)のWEB検索用アドレス：
「 <http://www.aipo.jp/> 」
- 2 ログインID：「〇〇〇〇〇〇〇」
- 3 パスワード：「〇〇〇〇〇〇」

4 マイクロチップ動物個体識別措置の普及及び事業推進に係る関係者の役割

(1) 国及び都道府県等の関係行政機関

ア 国の役割

人と動物が共生したよりよい社会をめざして定めた、動物の愛護及び管理に関する法律の円滑な運用及び国民の間への動物愛護及び動物の適正な飼養の普及・徹底に関する事業等を行っている。特に、「動物の所有者（占有者）の責務」として動物愛護管理法第7条に規定する動物の所有者が努めることとしている「所有明示措置」としてのマイクロチップの普及に関しては、獣医師向けの「特定外来生物・特定（危険）動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」の作成・配布、更には、国民向けの「ポスター、リーフレットの作成・配布」及び「マイクロチップ普及推進モデル事業」の実施等を行っています。また、環境大臣は、動物愛護管理法第5条（基本指針）に基づく「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（基本指針）」を定め公表しているところです。

イ 都道府県等の自治体行政機関の役割

動物愛護管理法に基づく事務は、地方自治法に基づく自治事務とされており、法令に基づく事務に限られず、地方公共団体が地域において住民福祉の向上を目的として処理する事務を広く含むといわれています。

現在、都道府県等では、動物愛護管理法の目的、基本原則等を踏まえた多くの事務（事業）を行っています。動物愛護管理法第7条に規定する動物の所有者が努める「所有明示措置」の識別器具であるマイクロチップに関する普及・啓発に関しても、パンフレット・リーフレットの作成・配布、更には、地方獣医師会との協力体制を密にするなどして「動物愛護センター等での譲渡動物へのマイクロチップの埋込み」を行うなど、マイクロチップによる所有明示の普及事業を行っています。また、環境大臣が示した動物愛護管理基本指針に即して、動物愛護管理法第6条に基づいた各都道府県の動物愛護管理施策に関する基本的な方針等として「都道府県動物愛護管理推進計画」を定め・公表し、この推進計画に基づき、動物愛護管理に関する事業の推進を図っているところです。

(2) 動物 ID 普及推進会議(AIPO : アイポ)

ア 動物 ID 普及推進会議は、平成 14 年に全国動物愛護推進協議会(日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会、日本動物保護管理協会(現在は日本獣医師会に吸収合併))の 4 団体で構成)と日本獣医師会により、マイクロチップによる家庭動物個体識別の普及等を目的とした任意団体として設立され、マイクロチップによる個体識別措置に関する普及の取組みが組織的に開始されました。同時に、AIPO 事務局を担当する日本動物保護管理協会が、法人である同会の事業として、家庭動物の所有者からその所有する動物に措置されたマイクロチップ番号等の所有者情報の登録の受付を一括管理運営し、当該動物の逸走時等での発見・保護者からの照会受け付け・回答等の事業を開始しました(日本動物保護管理協会は平成 22 年 4 月に日本獣医師会へ吸収合併され、現在は日本獣医師会が行っています)。

イ その後、平成 17 年の動物愛護管理法改正に伴い、平成 18 年 1 月環境省告示第 23 号により動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置が示され、マイクロチップによる動物の所有明示・個体識別措置情報を管理するためには公的な性格を有する団体としての位置付けが必要であるとの判断により、AIPO 幹事会において、これまで取り組んできたマイクロチップの普及啓発及び犬・猫等のマイクロチップによる個体識別データの登録・管理等について新たな事業体系のあり方を協議し、今後の事業の更なる拡充・整備を目指すため、新たな事業体系として、①AIPO は主に AIPO 構成団体及び AIPO 事業の連絡調整とともに、普及啓発に関する事業を行い、② AIPO 事業のうちで犬・猫等の個体識別データ登録・管理等の事業については、環境省告示の要件適合を図るべく AIPO 構成団体である(社)日本動物保護管理協会が同会の事業として引き継いで行くこととされました。

ウ AIPO でのマイクロチップによる個体識別措置に関する普及の具体的取組みとしては、マイクロチップによる家庭動物の所有明示・個体識別措置の普及のための「ポスター」及び「リーフレット」の作成と関係機関等への配布等を中心に、動物愛護週間行事会場や地域防災訓練会場等における「パネル展示(貸出)」等の活動を行っています。また、それぞれの構成団体では、独自に会員向けの機関紙及び講演会等を活用した周知・普及活動を行っているところです。

(3) 動物の所有者(飼育者)

ア 動物愛護管理法第7条(所有者又は占有者の責務等)で「動物の所有者は、命あるものである動物の所有者等としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を確保するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない」と規定されているように、動物の所有者等は、動物愛護管理法第2条で規定している「命ある動物」への適正な取扱いに関する「基本原則」に掲げている、「人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱う」ことを十分に理解するとともに、動物の飼養・保管に関する「周辺の生活環境の保全」等にも配慮した「動物の適正な飼養等」等が、動物の所有者に求められる基本的な責務とされております。

イ この責務の一つとして、動物愛護管理法第7条では、「動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置」を行うことを求めており、その所有明示措置の方法としては、動物愛護管理法第7条に基づく環境省告示で、動物の所有者が飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するよう努めることとされ、更に、この所有明示の方法としての識別器具は、脱落・消失等の恐れがない耐久性の高い識別器具としてマイクロチップの装着が明記されています。

(4) 日本獣医師会

ア 平成10年に日本獣医師会がマイクロチップを活用した動物個体識別の普及のための事業を家庭動物所有者情報管理事業として開始しましたが、その後、平成14年には「動物ID普及推進会議」が組織され、マイクロチップが動物愛護福祉団体と連携して推進されることとなるとともに、動物の所有者が自己の動物に措置したマイクロチップ番号等に関する所有者情報等(データ)を登録する等の事業については、AIPO事務局を担う動物保護管理協会が日本獣医師会から引き継ぎ「日本動物保護管理協会動物ID情報管理事業規程」を設け実施してきたところです。

しかし、平成22年4月の同協会の日本獣医師会への吸収合併により、動物

ID情報管理事業に関しても、合併先である日本獣医師会が承継し日本獣医師会の新たな公益目的事業に位置付け、必要な体制を充実・強化した「日本獣医師会動物適正管理個体登録等普及推進事業実施要領」が定められ、動物の所有者等が行うべき所有明示・個体識別措置であるマイクロチップについて「動物普及推進会議と協働した普及活動の強化」及び「動物病院等開業獣医師による動物への円滑な埋込みの推進」並びに「動物の所有者等からの当該マイクロチップ番号等所有者情報に関するデータ登録の受付と登録データの全国的、統一的な管理」そして「当該動物の逸走時等における発見者からの所有者照会」事業の、更なる充実・強化を目指し、事業の展開を図っています。

イ 日本獣医師会では、地方獣医師会と一丸となった公益法人の活動として、動物普及推進会議との協働体制をより強化しつつ、環境省及び都道府県等の動物愛護管理部局と連携した動物の所有明示識別器具であるマイクロチップの普及活動のさらなる展開を図るとともに、環境省等の指導等を仰ぎつつ小動物臨床獣医師等の皆様をはじめ、マイクロチップに関連した企業及び動物取扱業関連団体等の皆様との連携・協力の下に、犬・ねこ等家庭動物の所有明示措置であるマイクロチップの販売時埋込み等の更なる普及・推進等に関する事業展開に努めています。事業の更なる展開を図っています。

(5) 日本獣医師会と関係団体・企業との連携

ア 地方獣医師会及び動物診療獣医師

日本獣医師会は、地方獣医師会と一丸となった公益法人の活動として協働体制をより強化しつつ、環境省及び都道府県等の動物愛護管理部局と連携した動物の所有明示識別器具であるマイクロチップの普及活動のさらなる展開を図っています。

マイクロチップによる所有明示・個体識別措置の普及に関しては、都道府県・市町村等、動物所有者の身近な地域における地方獣医師会、動物診療獣医師の果たす役割が、マイクロチップによる所有明示措置の普及を左右するものであります。中央における日本獣医師会としては、環境省等行政機関との連携を密にし、更には、マイクロチップによる所有明示措置の普及に関係する団体等と協力した普及活動を展開しつつ、都道府県における地方獣医師会、更には、動物診療獣医師個々が行う普及活動と両輪のごとく連携した動

物の所有明示・個体識別措置の普及活動が必須なものであります。

日本獣医師会では、マイクロチップによる所有明示・個体識別に関する更なる普及を目指し、「ポスター、リーフレット」等の作成し、地方獣医師会、動物診療獣医師に提供・配布するなど、積極的な連携・協力体制の確保に努めていくこととしております。

イ 動物販売業者(動物取扱業者)

動物愛護管理法第8条(動物販売業者の責務)では、動物販売業における動物販売時の動物購入者(新たに動物の所有者となる者)に対する説明(販売時の事前説明)責任が規定されています。

この事前説明制度は、動物販売業者の役割と責任を制度的に確保する目的で規定されたものであるといわれていますが、動物販売業者が、あらかじめ動物の購入者に対して動物の特性及び状態に関する事項並びに動物愛護管理法等による動物の所有者の責務等に関する事項の説明を行い理解させることは、動物愛護管理法の目的、基本原則更には動物の飼い主の責務を周知徹底させる上で重要な制度となっています。

事前説明の内容として、動物愛護管理法施行規則第8条に基づき関係規定を併せて説明するように規定されており、「動物の所有者等の責務」等守るべき事項としての所有明示措置に関する説明が行われ、更には、環境省告示で適切な所有明示措置として示されているマイクロチップによる所有明示措置の普及・徹底を目指して、販売する動物(犬・ねこ)に、あらかじめマイクロチップを措置するなど所有明示措置を積極的に取り入れた犬・ねこの販売を行っている動物販売業者が増えつつあります。

この動物販売業者の行う販売動物へのマイクロチップ埋込みは、動物の所有明示措置の効果的な普及・徹底として、非常に有効なものであると評価を受けているところであります。

ウ マイクロチップの供給販売企業

現在、日本国内で販売されている家庭動物向けのマイクロチップは、欧米で製造され、国内の製薬会社等により輸入・供給されていますが、日本獣医師会では動物愛護管理法に基づく動物の所有明示措置としてのマイクロチップの普及に関して、地方獣医師会とともに、動物にマイクロチップを施術している動物診療獣医師等と協力し、動物の所有者等の意見を反映させ、より利便性等を向上を目指してマイクロチップ等を供給している企業と、普及

活動等に関する連携の強化に努めています。

また、マイクロチップによる動物の所有明示措置に関する諸外国の動向等に関する情報交換等を行い、その内容を関係機関・団体等に提供することに努めています。

エ ISO規格動物用電子タグ協議会

(ア) 平成17年6月に、国におけるISO規格(ISO11784(データコードの規格)/11785(通信方式の規格)規格)の動物用電子タグの円滑な利用を図ることを目的とするため、ISO規格動物用電子タグ協議会(事務局：(社)畜産技術協会)が発足し、日本獣医師会も動物ID普及推進会議等の関係団体とともに協議会に参画し、動物用電子タグの円滑な利用に関する協議等を行っています。

(イ) 協議会は、①ユーザー組織：電子タグを利用する個人又は団体により構成されている団体であって個体識別番号の付与及び管理を行うもの、②メーカー・代理店：電子タグの製造者、輸入業者又は販売者、③ISO国内審議団体：ISO/TC23/SC19の国内審議団体((社)畜産技術協会)、④動物用電子個体識別に関する学識経験を有する者で構成されており、協議会の業務は次のとおりとされております。

- a 国内識別コード体系(ユーザー又はメーカーを識別するコードの設定、各コードの桁数)及びその利用方針の策定
- b ユーザー又はメーカーを識別するコードの新規利用者に対する割り当て
- c ISO/TC23/SC19/WG3(動物の電子個体識別)に関する事項の協議及び情報提供

IV マイクロチップによる動物の個体識別措置

1 マイクロチップの意義（必要性）

（1）動物愛護管理法が定める動物飼育者の責務

犬やねこなどの家庭動物の飼い主の方は、その動物が自分の所有であることを明らかにするためにマイクロチップの装着等に努めるよう、動物愛護管理法で特に所有明示措置として定められています。迷子、災害、盗難、事故等の際でも、耐久性が高く脱落しないマイクロチップを埋込んで、その情報を本会のデータベースに登録しておけば、安全で確実な動物の身元証明（所有明示）になります。

（2）特定動物（危険動物）への個体識別措置の義務

特定動物（危険動物）や特定外来生物を飼育する場合には、対象動物ごとにマイクロチップの埋込みが義務づけられています。特定動物は地方自治体（都道府県）へ、外来生物は環境省（地方環境事務所）へ、それぞれマイクロチップによる個体識別番号等を届け出るなどしてその動物の飼養等の許可を受けなければなりません。

（3）出入国の際の動物検疫における個体識別の必要性

犬やねこを海外（外国）から日本に持ち込む場合に必要である動物検疫を受けるためには、マイクロチップ等で確実に個体識別をしておかなければなりません。また、海外、特にマイクロチップが義務化されている国に、飼い主の方と一緒に犬やねこを連れて行くときには、マイクロチップの埋込みが必要です。

2 マイクロチップとは

（1）マイクロチップの特徴

ア それぞれのマイクロチップには、世界で唯一の番号が記録されていて、その番号は書き換えることができないため、欧米を中心に確実な個体識別措置として用いられています。また、マイクロチップ番号の読み取りは専用のリーダーを使用して行われ、そのリーダーから発信される電波が、マイクロチップ内のコイルに電圧を発生させて番号をリーダーに伝送する仕組みにな

っています。マイクロチップは電池式ではありませんので半永久的に使用できます。

イ マイクロチップは、全体を生体適合ガラスやポリマーで覆われているので動物の体内での安全性が高く、欧米を中心に何千万頭もの動物への埋込み実績があります。また、動物への副作用についてはほとんど報告がありません。

埋込み時の動物への疼痛は、マイクロチップの埋込みは瞬時に終わり、埋込む動物への過度な痛みや負担を与えないので、世界中の動物園等では「ほ乳類、鳥類、は虫類（カメ、ヘビ等）両生類（カエル等）、魚類」等ほとんどの動物の個体識別に使用されています。

（２）形 状

ア 動物用のマイクロチップは、いわゆる電子番号札（電子タグ）の中で、動物の体内へ直接埋め込む型のものを言います。マイクロチップは、長さ12ミリ、直径2ミリ程度の円筒形をしています。内部はアンテナ（フェライト棒にコイルを巻き付けたフェライトロッドアンテナ）とIC部になっています。

イ 電子タグを用いたシステムは、無線による個体識別（RFID：(Radio Frequency Identification)）とも呼ばれ、注射をする要領で動物の体内に埋込まれている電子タグの中に記録されている情報を、専用の情報読取機（アンテナとコントローラからなる『リーダー』）からの電磁誘導によって、電子タグに直接接触することなく動物の体外から情報を読み取り、個体識別を行うものです。

ウ 電子タグの利用は、「交通機関でのパスモやスイカ」等のICカード、「スキー場リフトの自動改札」、「自動車の生産ライン」、「高速道路のETCシステム」など、現在では広く利用されています。特に、動物用の電子タグには、マイクロチップの他に、耳につけるイヤータグ型のもの、飲み込ませて胃の中に留め置くボラス型のものがあり、牛や豚などの家畜に使用されています。

また、動物用のマイクロチップは、動物の体内に埋込んでも副作用などがおきないように、外部を生体適合ガラスもしくはポリマーで密閉しています。

(3) 安全性

ア マイクロチップの埋込みによる動物への障害は、その埋込み施術が獣医療行為として適切に行われている限り、心配される懸念はありません。日本国内で、動物体内に埋込んだマイクロチップの破損、副作用、ショック症状等についての報告は、今までに1件も寄せられておりません。

動物ID普及推進会議及び日本獣医師会で諸外国の機関(WASAVAやBASAVA)での副作用の症例を調べていますが、これまでに腫瘍が認められたという症例が2件ありましたが、何千万頭も埋込まれている中の2件であり、ワクチン摂取によるアナフィラキシーショック等と比較しても、安全性は高いと言えるでしょう。

イ 体内での移動は、それぞれのマイクロチップメーカーが移動防止措置を講じていますが、まれに起こることがあります。しかし、皮下臓内での移動であり、筋肉組織に入っていくものではないので読み取りに必要な距離は確保されますので、それぞれのメーカーの作成しているリーダーの説明書に従って操作すればほとんどの場合は読み取れる範囲での移動です。

マイクロチップを埋込んでいても、レントゲン撮影（マイクロチップが写りますが）やCTスキャン操作は支障なく行えます。MRIの画像は乱れることがあり、一般の動物病院等にある磁束密度が0.5T（テスラ）のMRIでは影響はほとんどありませんが、1.5T以上になるとマイクロチップに内蔵されているフェライトコアの影響で画像の歪みが認められます。しかし、磁界によってマイクロチップから発生する力はごく僅かであり、動物の体内における影響は認められません。また、メモリの消去、変更等もなく、MRI使用後のマイクロチップ番号の読み取りに支障はありません。

(4) 規格

ア 家庭動物用のマイクロチップには、いくつかの規格があります。日本で統一して流通されているマイクロチップはISO11784/5に準拠しているFDX-Bという規格になり、起動周波数は134,2kHz、コード体型は15桁の数字で表れます。ISO準拠のマイクロチップには他にHDX（134,2kHz、15桁数字）もありますが、日本では家庭動物用には流通していません。

イ ISO 非準拠のマイクロチップには、FDX-A (FECAVA 規格)、メーカーオリジナル (AVID、Home Again 等) がありますが、起動周波数やコード体型が違うため (125~8kHz、9~10 桁英数字等)、マルチリーダーを除き ISO 準拠のリーダーでは読むことはできません。従って、本会のデータベースへのデータ登録も受け付けておりません。

ISO11784 コード体系の規格においては、個体識別番号が世界でひとつだけであるという唯一性を保障するものとなっています。

ウ 日本においては、15 桁の番号のうち最小の 3 桁が日本国番号 392、次に 2 桁の動物コードを設定していて、牛 10、馬 11、豚 12、ペット 14 となっています。馬 (11) とペット (14) では続く 2 桁がメーカーコードとして使用されています。

日本では現在 4 社がマイクロチップを輸入販売しており、以下のコードを使用しています。

- ・ D S ファーマアニマルヘルス株式会社 (旧大日本住友製薬株式会社)
3921480~ (全 15 桁 : 以下同様)
- ・ 富士平工業株式会社 3921410~
- ・ 株式会社共立商会 3921430~
- ・ サージミヤワキ株式会社 968~ (平成 21 年度販売製品から 3921450~ に切り替え)

リーダーの ISO11785 (通信に関する技術要件) においては、FDX-B (全二重通信) と HDX (半二重通信) の両方と交信できるタグやリーダーを認めています。この通信規格は、64 ビットのリードオンリー (改ざん不可) 型で、通信距離は長くありませんが、通信可能な領域が広く、動物体内に埋込まれたタグの姿勢 (向き等) による影響が少ないのが特徴です。また、金属以外の情報の通過性にも優れ (読取りに当っては周囲の金属の影響を受けやすい)、動物の体内では問題なく通信が可能です。

(5) 歴 史

ア 家庭動物用のマイクロチップは 1986 年ごろから、烙印や入れ墨に替わって欧米を中心に使用され始めましたが、その頃は各メーカーが独自の規格で作成していたため、マイクロチップやリーダーに互換性がありませんでした。

そこで規格を統一するため、1994 年に ISO11784 (家畜のコード体系) が制

定、1996年にはISO11785（通信の技術要件）が制定され、ISO11784の対象動物がそれまでの家畜だけでなくすべての動物となりました。

日本には、1997年にマルピーライフテック（現DSファーマアニマルヘルス株式会社）により導入され、同時に自社販売製品のデータベースが実用化しました。次いで、1998年には社団法人日本獣医師会がデータベースを設立し、富士平工業株式会社、共立商事（共立製薬株式会社）、株式会社共立商会の販売するマイクロチップのデータの統一管理を開始しました。2002年にはマイクロチップの普及啓発を促進するため、動物ID普及推進会議（AIPPO）が全国動物愛護推進協議会（動物愛護4団体で構成）と社団法人日本獣医師会によって設立され、その事務局を担当する社団法人日本動物保護管理協会に日本獣医師会データベースが移行されデータ管理が行われるようになりました。現在は日本動物保護管理協会は日本獣医師会に吸収合併され、日本獣医師会がデータ登録を行っています。

一方、国においては、2004年に「犬等の輸出入検疫規則」の改正が行われ、動物検疫では、動物を日本へ輸入する場合には、ISO規格のマイクロチップの埋込みが義務化され、2005年には「外来生物法」の施行により特定外来生物へのマイクロチップの埋込みが義務化、また「動物愛護管理法」の改正により特定動物（危険動物）へのマイクロチップによる動物個体の識別措置等が義務化されました。

民間団体では、同年にマイクロチップのユーザー/メーカー組織等により「ISO規格動物用電子タグ協議会」が設立され、国内におけるISO規格コード体系が協議されるようになりました。

さらに、愛玩（ペット）動物のマイクロチップに関しては、2006年、「動物愛護管理法」に基づく『動物の所有者明示措置に係る環境省の告示』により、愛玩動物の所有者明示の方法としてマイクロチップによる方法が示され、関係行政機関におけるマイクロチップの読取り体制の整備及び公的団体でのマイクロチップデータ管理のあり方がしめされました。この告示後に、それまでの民間ベースでのデータ管理を一元化すべく、DSファーマアニマルヘルス株式会社と社団法人日本動物保護管理協会のデータベースが統合し、社団法人日本動物保護管理協会による全国一律の方法でデータ管理がされるようになりました。このデータ管理の一元化と期を同じくして、ペットショップでのマイクロチップ埋込み動物の販売がはじまりました。

(6) 海外における使用状況

ア マイクロチップの家庭動物への埋込みは、ここ数年世界的に大きく普及してきています。ヨーロッパでは早くからマイクロチップが採用されており、EU全域では2千5百万頭くらい埋込まれていると言われていています。また、アメリカでも1千万頭近く埋め込まれているとされています。近年、ヨーロッパやオセアニア、アジアの一部では、行政機関によるマイクロチップの埋込みの義務化が急速に進んでいます。特に、生態系に特殊性のある島国や、狂犬病予防に力を入れている国などでは義務化がされています。

一方、マイクロチップデータの登録先は、日本国内では公益団体として獣医師会が唯一の登録機関となっていますが、諸外国では、狂犬病の登録と合わせて行政機関が行っていたり、獣医師会主導で民間企業が行っていたり、動物愛護団体、ケネルクラブ、マイクロチップのメーカーが独自に行っていたりと様々です。そのため、登録機関は1国にひとつとは限らず、特にメーカーが登録を行っている国では、参入しているメーカーの数だけ登録機関があるということもあり、中には支障を来す場合もあるようです。そのため、データベースは基本的にそれぞれの国のやり方で管理されていますが、たくさんの国のそれぞれのデータベース情報を集めたサイトとして、ペットマックスやユーロペットネットのようなサイトもあります。

イ マイクロチップの規格は、ヨーロッパ、オセアニア、日本を含むアジアの一部ではISO国際規格を採用しており、同じISO国際規格どうしであれば、どのメーカーのマイクロチップやリーダーにも互換性があり、それぞれの番号を読み取ることができます。しかし、ISO規格を採用していない国では、マルチリーダーを使用しない場合には互換性がなく、他規格のマイクロチップ読み取りができません。特に、アメリカでは、ISO国際規格ではない規格(FE CAVA規格)のマイクロチップが広く流通し、また、マイクロチップメーカー独自のオリジナル規格(AVID社、HOMEAGAIN社等のオリジナル規格)のマイクロチップもまだよく見られるようです。米国獣医師会や規格協会等はISO企画を推奨しているのですが、切り替えは難航しているようです。

カナダではアメリカより一足先にISO規格への切り替えが行われましたが、まだそれぞれの規格が混在しているようです。また、香港ではAVID社のオリジナル規格を政府が採用しています。その他、台湾など、アジアで

はマイクロチップの規格が混在している国が多いようです。

(7) 動物検疫

動物を連れて国と国の間を移動する場合には、各国の動物検疫の規則に従う必要があります。

日本では2004年に「犬等の輸出入検疫規則」が改正され、犬等の動物を日本へ輸入する場合にはマイクロチップの埋込みが義務化されました。

詳細については、下記にお問合せください。

農林水産省動物検疫所動物検疫課検疫部

〒235-0008 神奈川県横浜市磯子区原町 11-1

T E L 045-751-5973

3 マイクロチップの埋込みから動物 ID 情報データベースシステムへの登録等(動物飼養者への説明等の要領及び診療獣医師が留意していただきたい事項)

(1) マイクロチップの動物への埋込み等

ア 飼い主の方へ

(ア) マイクロチップの埋込みは獣医療行為になりますので、動物病院で獣医師に埋込んでもらいます。埋込みは、通常の注射より少し太めの針が着いている埋込み用の注射器を使って、予防注射等と同じ方法で行われます。埋込み時の痛みは、普通の注射と同じくらいと言われており、通常は鎮痛や麻酔など特別な処置は行いません。

(イ) 埋め込む部位は、動物の種類によって異なりますが、犬やねこの場合では、首の後ろ(背側頸部)の皮下が一般的です。埋め込む時期は、犬は生後2週齢、ねこは生後4週齢から埋込みができると言われていますが、個体差がありますので動物病院の獣医師にご相談ください。

(ウ) 埋め込み費用(動物病院での診療費用、マイクロチップ識別器具代金等)は、動物の種類や動物病院によって異なりますが、数千円～一万円までが一般的です。

(エ) 埋込んだマイクロチップの番号や飼い主情報等を登録する必要があります。マイクロチップを犬やねこに埋込んだだけでは、万一迷子になってもどなたが飼い主なのか分かりません。埋込んだマイクロチップの番号、飼い主の方の連絡先等の情報を必ず登録(データ登録)する手続きを行ってください。登録が済みましたら、登録完了通知をお届けします。また、ペットショップ等で、マイクロチップを埋め込まれている犬やねこを購入された方は、購入したペットショップ等が登録手続きを代行してくれます。飼い主の方は、登録完了通知の到着をお待ちください。

イ 獣医師の方へ

(ア) 動物用マイクロチップの入手は、国内でマイクロチップを販売している製薬会社から、マイクロチップとデータ登録申込書をお取り寄せください。マイクロチップは、多くの場合に埋込み用インジェクターとセットで販売されています。インジェクターの形状はメーカーによって異なりますが、針の太さは12ゲージ前後で、その注射針内に充填されているマイクロチップの

大きさは直径 2mm、長さ 12mm 程度です。

(イ) 埋込み部位は、犬、ねこの場合は背側頸部（正中線よりやや左側）の皮下深部とされています。特定動物・外来生物への埋込みについては環境省ホームページ(自然環境・自然公園-動物愛護-報告書等「特定外来生物・特定(危険)動物へのマイクロチップ埋込み技術マニュアル」)等をご覧ください。

(ウ) 埋込み適齢は、犬は生後 2 週齢、ねこは生後 4 週齢から埋込みができると言われていますが、個体差や健康状態を診てご判断ください。

(エ) 埋込みに際してのその他の留意事項

a 埋込む前に専用のリーダーで必ずマイクロチップの読み取りテストを行い、付属バーコードシールに記載されている番号と一致することをご確認ください。

b 動物を保定後、通常の皮下注射等と同様に埋込み部位の皮膚面を消毒します。

c 対象動物の所定の部位に、埋込み用インジェクターの注射針を所定の位置まで深く差し込んでからマイクロチップを押し出し、留置する感覚でインジェクターを引き抜きます。

d 埋込み後のマイクロチップ脱落防止のため、埋込み部位をしばらく圧迫しておくか、外科用接着剤を用いた処置をします。

e 埋込み完了後には、必ずマイクロチップ番号の読み取りテストを行ってください。

f 最後に、マイクロチップデータの登録手続きを飼い主の方に教示ください。

(2) マイクロチップによる動物 ID 情報の登録

ア 登録の必要性

(ア) マイクロチップによる動物 ID 情報登録は、万一動物が行方不明になり、日本国内で発見された際に、その飼い主を速やかに確認するために必要な所有者データを、インターネット上のデータベースに登録しておくものです。迷子動物等を発見・保護し、マイクロチップが埋込まれていることを確認した動物病院等の獣医師又は自治体動物愛護センターの関係者等によってインターネット上でデータを検索し、埋込まれたマイクロチップ番号を基に、その動物の飼い主連絡先等のデータが検索者に提供され、

動物病院等の獣医師又は自治体動物愛護センターの関係者等の検索者から飼い主に保護連絡がされます。(データ検索は一定の手続きをした方のみが可能となります。その他の方で、検索が必要になった場合は直接本会にお問合わせください。)

(イ) 登録のためにご提供いただいた飼い主等のデータは、万一、その動物が行方不明になった場合の飼い主の確認以外の目的には使用しません。マイクロチップを埋込んでもデータベースに登録しておかないと、動物が保護された時に番号が読み取られてデータベースに照会されても「該当なし」となってしまい、飼い主に連絡することができません。

イ データベースへの登録及び申込み

(ア) データベースには、「飼い主情報」(氏名、フリガナ、住所、電話番号、その他の緊急連絡先、FAX番号、Eメールアドレス)及び「動物情報」(名前、生年月、性別、動物種、犬・ねこの種類と毛色)を登録します。

(イ) データ登録料は千円です。マイクロチップの代金に含まれている場合と、飼い主の方が行う登録手続きの際にお支払いただく場合があります。マイクロチップ販売メーカーや地域によって異なりますので動物病院等でご確認ください。

(ウ) 登録申込用書は、マイクロチップを取り扱っている動物病院等にあります。飼い主の方には、マイクロチップの埋込みと同時に登録申込書と専用封筒を無料でお渡ししています。

(オ) 登録申込書への記入は、登録申込書の「獣医師記入欄」はマイクロチップを埋込んだ(もしくは読み取りを行って番号を確認した)獣医師による記入が必要です。登録申込書は複写式になっています。「飼い主控」は飼い主の方が保管し(後の住所・連絡先等の変更時に必要となります)、「獣医師控」は動物病院等で保管します。飼い主の方が直接登録料の振込を行う場合には、申込書に添付されている「振込用紙」を使用して、最寄りの郵便局でお振込いただき、その受領証を登録申込書の「送付用」の所定の位置に貼り付けして、専用封筒で郵送してください。

付属バーコードシールは、登録申込書の「飼い主控」「獣医師控」「送付用」それぞれの所定の場所に貼り付けてください。シールを紛失された場合は空欄で結構ですが、その場合は、獣医師記入欄内の「ID番号記入欄」に正しい番号が記入されていることをご確認ください。

本会で登録申込書を受領してから2～3週間で登録が完了します。登録

が完了しますと「登録完了通知」ハガキを飼い主の方の登録住所に郵送します。後の住所・連絡先等の変更時に必要となりますので大切に保管してください。

ウ 登録したデータを変更する場合

(ア) 登録したデータに変更がある場合（飼い主の変更、連絡先の変更、死亡による削除等）は、申込書の「飼い主控」もしくは「登録完了通知」ハガキのどちらかをコピーし、コピーした「飼い主控」もしくは「登録完了通知」に、変更する事項を二重線で訂正するか余白に変更事項を記入して、郵送又はFAXで本会あてにお知らせください。

(イ) 登録申込書の「飼い主控」もしくは「登録完了通知」ハガキを両方とも紛失された場合には、ご本人確認が必要ですので、直接お電話で本会にご連絡ください。飼い主に変更があった場合にのみ、新しい飼い主に「登録完了通知」ハガキを郵送します。その他の変更につきましては変更完了の通知はいたしませんので、確認が必要な方は2～3週間後に本会までご連絡ください。一度登録すると、その後のデータ管理等にかかる費用はかかりません。データの変更につきましても費用はかかりません。

エ その他の注意点

(ア) 「動物ID情報登録」は区市町村で行う「狂犬病予防法に基づく犬の登録」や、都道府県・環境省への「特定動物・外来生物の飼養許可」とは異なるものです。飼い犬の登録や特定(危険)動物の飼養許可は、自治体や行政機関等への手続きが別途必要となりますのでご注意ください。

(イ) 海外で埋込まれたマイクロチップのうち、ISO規格のマイクロチップ（番号がアルファベットを含まない15桁の数字のマイクロチップ）は日本で登録できます。他の国のデータベースに登録してあった場合でも、新たに日本で同じ番号の登録申込みをしていただきます。海外(外国)で埋込んだ場合等で、埋め込まれているマイクロチップ番号が分からないために日本での登録がお済みでない場合は、動物病院等でそのマイクロチップ番号を読み取って登録申込書に記入してもらい、通常の新規登録と同様の手続きをします。その際、登録料が千円かかりますので、「登録料の振込用紙付きの登録申込書」を受取りご使用ください。海外で埋込んだ場合であって輸入検疫証明書をお持ちの場合は、そのコピーをいただければ動物病院に行かなくても登録ができます。その際には、本会から登録申込書を直接お送りしますので

ご連絡ください。

(ウ) マイクロチップはGPSのように、その動物の現在の居場所を特定できるものではありません。あくまでも、動物が保護されたときに、番号が読取られ、データベースに照会した上で、飼い主の連絡先が分かるというシステムです。GPSのように常に電波を発信しないため、電池が不要で、サイズも小さく、耐久年数も長くなっています。

(3) マイクロチップ動物ID情報の検索

ア インターネットによる飼い主の検索方法

あらかじめ、検索用のIDとパスワードを取得している方は、インターネットにて保護した動物の飼い主の検索をすることができます。IDとパスワードの発行は、小動物臨床開業(勤務)獣医師及び動物愛護関係行政機関等に対して行いますが、個人情報保護の観点から、保護動物の飼い主特定の目的以外には使用しないようにお約束をいただいております。

イ 日本獣医師会事務局に直接照会する方法

IDとパスワードを取得していない方が、保護した動物のマイクロチップ番号を読み取った場合、日本獣医師会に直接連絡をいただければ、日本獣医師会にて飼い主の検索を行い、該当する飼い主に連絡し、動物が保護されている施設名や連絡先をお伝えします。

V 参 考 資 料

1 関係法令（法律・省令・告示・通知等）

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律
(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号)
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則
(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号)
- (3) 特定動物の飼養又は保管の方法の細目
(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 22 号)
- (4) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置
(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 23 号) **別紙 6**
- (5) 犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置
(平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 26 号)
- (6) 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成 18 年 10 月 31 日環境省告示第 140 号)
- (7) 犬等の輸出入検疫規則
(平成 11 年 10 月 1 日農林水産省令第 68 号)
- (8) 犬等の輸出入検疫規則第 4 条第 1 項の表輸入の項第一号の農林水産大臣の定める方法等
(平成 16 年 10 月 6 日農林水産省告示第 1819 号)
- (9) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則
(平成 17 年 5 月 25 日農林水産省・環境省令第 1 号)
- (10) 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件
(平成 17 年環境省告示第 42 号)
- (11) 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件
(平成 17 年環境省・農林水産省告示第 4 号)

2 関係団体の通知・規約等

(1) 動物 ID 普及推進事業運営規程

(平成 14 年 12 月 20 日動物 ID 普及推進会議) 別紙 7

(2) マイクロチップによる犬・猫等の動物個体識別データ管理事業について
(お知らせ)

(平成 18 年 6 月 20 日 18AIPO 発第 1 号・18 日動協発第 23 号) 別紙 8

(3) ISO 規格動物用電子タグ協議会会則

(平成 17 年 6 月 24 日 ISO 規格動物用電子タグ協議会)

別紙 6

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置

(平成18年1月20日環境省告示第23号)

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第2 定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有明示 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることをいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養又は保管をされている動物並びに情操のかん養及び生態観察のため飼養又は保管をされている動物であって、動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）以外のものをいう。
- (3) 展示動物 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養又は保管をする動物、人との触れ合い、興行又は客寄せを目的として飼養又は保管をする動物、販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養又は保管をする動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。）及び商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養又は保管をする動物であって、特定動物以外のものをいう。
- (4) 識別器具等 首輪、名札、マイクロチップ、入れ墨、脚環等、所有明示をするために動物に装着し、又は施術するものをいう。

第3 適用対象動物

この告示は、家庭動物等、展示動物及び特定動物に適用する。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害

時等における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

識別器具等の種類は次に掲げるものとする。

(1) 基本的な考え方

次の要件を満たすものの中から、動物の特性、飼養及び保管の目的等に応じて、適切と考えられる種類の識別器具等を選択すること。

イ 動物によって外されにくいものであること。

ロ 老朽化等により、容易に脱落し、又は消失するおそれのないものであること。

ハ 動物の所有者の特定が直接的又は間接的にできるように、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先の情報が付されているものであること。また、その特定が、迅速に、かつ低廉な費用で行うことが可能なものであること。

ニ 記号により所有明示が行われている場合にあっては、その記号は、統一的であり、かつ一意性が確保されたものであること。また、関係行政機関等からの照会に対して、的確に所有者に係る情報（以下「所有情報」という。）を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体等によって全国規模で整備されているものであること。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

装着し、又は施術する識別器具等は、動物の区分により、次に掲げるところにより選択すること。

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあっては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

ロ 特定動物

人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれが高いことから、厳格な個体の管理が必要である特定動物については、原則としてマイクロチップ（鳥綱に属する動物にあってはマイクロチップ又は脚環）を装着することとし、その細目は特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年1月環境省告示第22号）に規定する

ところによること。ただし、マイクロチップを装着することが困難である場合にあっては、所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付された入れ墨、脚環等によること。

第5 動物の健康及び安全の保持

識別器具等の装着又は施術に当たっては、動物に過度の負担がかからない方法で行うこと。特にマイクロチップ等のように、その装着又は施術に当たって外科的な措置が必要な識別器具等に関しては、可能な限り獣医師等の専門家によって装着され、又は施術されるようにすること。

また、識別器具等の装着状態について定期的に観察し、動物の健康及び安全の保持上支障が生じないようにすること。

第6 識別器具等及び所有情報の点検

動物の所有者は、識別器具等の破損等の状況に関して、定期的に点検を行うこと。また、住所等の所有情報に変更が生じ、又は動物が死亡した場合は、速やかにその更新又は管理者（識別器具等に記号により付された所有情報を管理する者をいう。以下同じ。）への連絡を行うこと。

第7 関係行政機関等の責務

関係行政機関にあっては、所有明示に関する普及啓発を行うとともに、マイクロチップの情報の読取機（リーダー）を収容施設等に配備する等により、識別器具等に記号により付された所有情報を読み取るための体制の整備を図ること。

また、管理者は、所有情報の検索が全国規模で効率的かつ迅速に行われるように、管理者間で情報を共有する体制の整備等について、連携して協力を行うこと。

動物 I D 普及推進事業運営規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、犬、猫等の動物の飼養者の飼養責任と義務を明確にするため、マイクロチップによる犬、猫等の動物の個体識別（以下「動物 I D」という。）を普及・推進することを目的として定めるものである。

(意 義)

第 2 条 動物 I D の普及・推進により、遺棄され又は迷子となった動物に対する処分等の未然防止を図るとともに、当該動物及び自然災害時等における飼養者不明となった動物の飼養者の特定を容易ならしめる等、動物福祉の増進並びに人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止に寄与するものとする。

(定 義)

第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 動 物：犬、猫等の人が飼養・管理する動物をいう。
- (2) 飼養者：動物を飼養・管理する者をいう。
- (3) マイクロチップ：動物 I D を目的とした電子標識機器であって超小型集積回路を内蔵した皮下注入型の動物医療機器（以下「チップ」という。）をいう。
- (4) リーダー：チップの電子情報を読み取る機器をいう。
- (5) データ：国番号、動物 I D 番号、動物の種類、品種、名前及び生年月日、飼養者の氏名、現住所、連絡先電話番号等、動物 I D に必要な情報をいう。
- (6) システム：データの登録・保存、検索等、動物 I D に必要なコンピュータによる電子情報管理システムをいう。

(推進会議の設置等)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、動物 I D 普及推進会議(英名: Animal ID Promotion Organization = AIPO。以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、次条に定める動物 I D 普及推進事業（以下「事業」という。）を実施する。

3 推進会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 全国動物愛護推進協議会（次の3団体で構成される。）

- ・財団法人 日本動物愛護協会
- ・社団法人 日本動物福祉協会
- ・社団法人 日本愛玩動物協会

(2) 社団法人 日本獣医師会

4 推進会議は、次の各号に定めるところに従って運営する。

(1) 推進会議に幹事会を置く。

(2) 幹事会は、前項第1号に定める者の構成1団体につき2名及び第2号に定める者につき3名の幹事で組織する。

(3) 幹事会は、幹事の互選により幹事長及び幹事長代理各1人を置く。

(4) 幹事会は、必要に応じて幹事長が召集する。

(5) 幹事会は、事業に関する必要な協議、決定を行う。

(6) 推進会議の事務局は、社団法人日本獣医師会に置く。

第5条 推進会議が実施する事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業の啓発及び普及に関すること

(2) 行政機関との連携、調整等に関すること

(3) 関係団体との連携、調整等に関すること

(4) システムの開発及び製作に関すること

(5) システムの管理及び保守に関すること

(6) チップを注入した動物のデータのシステムへの登録に関すること

(7) チップを注入した動物のデータの照会に関すること

(8) その他推進会議が必要と認めて実施すること

2 前項第4号から第7号までの事業（以下「システム事業」という。）については、幹事会において協議のうえ、社団法人日本獣医師会が動物ID情報管理システム事業実施要領を定めて実施する。

（チップ等の規格）

第6条 事業で使用するチップ及びリーダーは、国際標準化機構（ISO）の規格に適合したものとする。

（チップの注入）

第7条 動物医療行為であるチップの動物への注入は、飼養者の意思のもとに、診療業務に従事する獣医師が行う。

(地方獣医師会への協力依頼)

第8条 推進会議は、事業の円滑な推進を図るため、地方獣医師会に対して次の各号に掲げる事項について協力を依頼することができる。

- (1) 事業の啓発・普及に関すること
- (2) 地方獣医師会の会員獣医師への連絡、調整に関すること
- (3) その他事業の円滑な運営に必要なこと

(会計等)

第9条 事業の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 推進会議の運営及び事業の普及推進に必要な経費は、寄付金及びその他の収入(登録事務手数料収入の一部を含む。)をもって充当する。

(規格外事項)

第10条 この規程に定めのない事項については、その都度幹事会で合議のうえ決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、幹事会の議を経て行わなければならない。

附 則 (平成14年12月20日制定、動物ID普及推進会議)

- 1 この規程は、制定の日から施行する。
- 2 この規程の制定の日をもって動物ID普及推進会議を設置した日とみなす。

附 則 (平成21年3月18日一部改正、動物ID普及推進会議)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

18A I P O 発第 1 号
18 日動協発第 23 号
平成 18 年 6 月 20 日

環境省自然環境局長
南 川 秀 樹 様

動物 ID 普及推進会議
幹事長 中 川 志 郎
(社)日本動物保護管理協会
会 長 藏 内 勇 夫

マイクロチップによる犬・猫等の動物個体識別
データ管理事業について (お知らせ)

私共動物 ID 普及推進会議 (AIPO) が実施しております犬・猫等のマイクロチップによる動物個体識別措置の普及啓発事業及び個体識別データの登録・管理・管理データの照会対応事業 (AIPO 事業) につきましては、平素より、特段のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

動物愛護管理法においては、動物の所有者の責務として「動物が自己の所有に係るものである旨を明らかにするための措置を講ずるよう努める。」とされているところでありますが、この度の同法の改正に伴い、動物が自己所有に係るものである旨の明示措置が環境省告示において示され、その中で識別措置としてマイクロチップの装着による個体識別方法が取り入れられましたことは、AIPO 事業の推進を通じ動物の飼育者が自主的に行うものとされる所有者責任担保措置の推進支援に取り組んでいる団体として、今後の AIPO 事業の展開に大変心強く、また意を強くしているところであります。

一方、今回制定された環境省告示においては、個体識別器具の装着又は施術の方法において具有すべき要件として、個体識別記号の行政機関等からの照会に対しては、的確に所有者に係る情報を連絡できる体制が、公的な性格を有する団体によって全国規模で整備されているものであること等の事項が定められたことを受け、私共 AIPO

として改正動物愛護管理法の趣旨及び国民の期待により応えていく事業展開を目指し、これまで取り組んでまいりましたマイクロチップの普及啓発及び犬・猫等のマイクロチップによる個体識別データの登録・管理等について新たな事業体系のあり方を協議してまいりました。

この度、協議結果を踏まえた新たな事業体系として、「①AIPOは主にAIPO構成団体及びAIPO事業の連絡調整とともに、普及啓発に関する事業を行い、②AIPO事業のうちで犬・猫等の個体識別データ登録・管理等の事業については、環境省告示の要件適合を図るべくAIPO構成団体である（社）日本動物保護管理協会が同会の事業として引き継いで行く」こととなり、今後の事業の更なる拡充・整備を目指していくことになりました。

ここに改めてお知らせいたしますとともに、今後ともAIPO事業に対するご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。



社団法人

日本獣医師会

— 動物と人の健康は一つ。—
— そして、それは地球の願い。—